

理学療法学審査料および掲載料徴収に関する申合せ

令和4年3月10日

学会連合理事会制定

一般社団法人 日本理学療学会連合（以下、「本連合」という。）の理学療法学投稿規定「11.掲載に関する費用」の項にある審査料と掲載料について、以下の通りとする。

- 第1条 筆頭著者・共著者全員が、公益社団法人 日本理学療法士協会（以下、「協会」という。）もしくは理学療法士以外の者である場合、審査料は無料とする。
- 2 筆頭著者または共著者のいずれかに非協会員または休会中の理学療法士（以下、「協会休会者」という。）が含まれる場合、非協会員・協会休会者1名あたり別表に定める審査料を徴収する。
 - 3 前項の審査料は投稿受付時に発生し、一度納入された審査料はいかなる理由があっても返却しない。
- 第2条 筆頭著者・共著者全員が、協会員もしくは理学療法士以外の者である場合、掲載料は無料とする。
- 2 筆頭著者または共著者のいずれかに非協会員・協会休会者が含まれた論文が採用された場合、非協会員・協会休会者1名あたり別表に定める掲載料を徴収する。
 - 3 前項の掲載料は最終原稿受理後、論文公開前までに納入し、一度納入された掲載料は取り下げ等、いかなる理由があっても返却しない。
- 第3条 審査料および掲載料は本連合が指定する方法で納入する。審査料および掲載料の納入が確認できた論文から受付・公開を行う。納入にかかる費用は投稿者の負担とする。
- 第4条 本申合せの改廃は本連合理事会の決議による。

附則

- 1 本申合せは、令和4年1月1日に遡って施行する。

別表. 審査料と掲載料の詳細

	審査料	掲載料 (刷上がり 1 ページあたり)
協会員 (理学療法士)	無料	無料
非協会員・ 協会休会者 (理学療法士)	¥11,000(税込)	¥11,000(税込)
理学療法士以外の者	無料	無料

※消費税率の改定があった場合は改定後の金額とする。